

学校いじめ防止基本方針



平成 3 0 年 4 月

福島県立相馬支援学校

福島県立相馬支援学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決して、してはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

- (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章 総則）

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」に当たっているか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応

に努めること。

- ⑥ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

＜具体的ないじめの様態（例）＞

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。無視する。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりされる。
 - ・ 靴に画鋸やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）のグループから故意に外される。

（２）いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こ

りうることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

⑥ 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど海外につながる児童生徒

ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（委員長）、各学部主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有（臨時職員会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等）

（3）いじめの未然防止のための取組

① 児童生徒と教職員の信頼関係を構築し、一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を図る。

② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

③ 児童生徒一人一人が安心して自分の力を発揮する場や児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する集団づくりを工夫し、授業や行事等への主体的な参加・活躍を図

るとともに、集団の一員としての規範意識や自尊感情の向上を図る。

- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えらるとともに、その窓口を児童生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接や定期的なアンケート実施により、児童生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童生徒に関する情報については教職員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめへの対応

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果についていじめ防止対策委員長（生徒指導主事）を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、直ちにいじめを受けた児童生徒や知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめをやめさせ、それぞれの家庭への連絡・相談等の対応をいじめ防止対策委員会を中心に組織的に行う。
- ③ いじめの事例に対して、対応やその後の防止をするため、家庭や県教育委員会への連絡・相談や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する関係機関との協力・連携を図り、いじめを行った児童生徒に対する指導または保護者に対する相談等を継続的に行う。
- ④ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒から聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(6) 重大事態発生時の対応

① <重大事態とは>

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ② <重大事態の報告>
 - ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。
- ③ <重大事態の調査>
 - ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められたとき、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、県教育委員会、関係機関と連携し、事態に応じて所轄警察署と共に対処するものとする。
 - ウ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
 - エ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

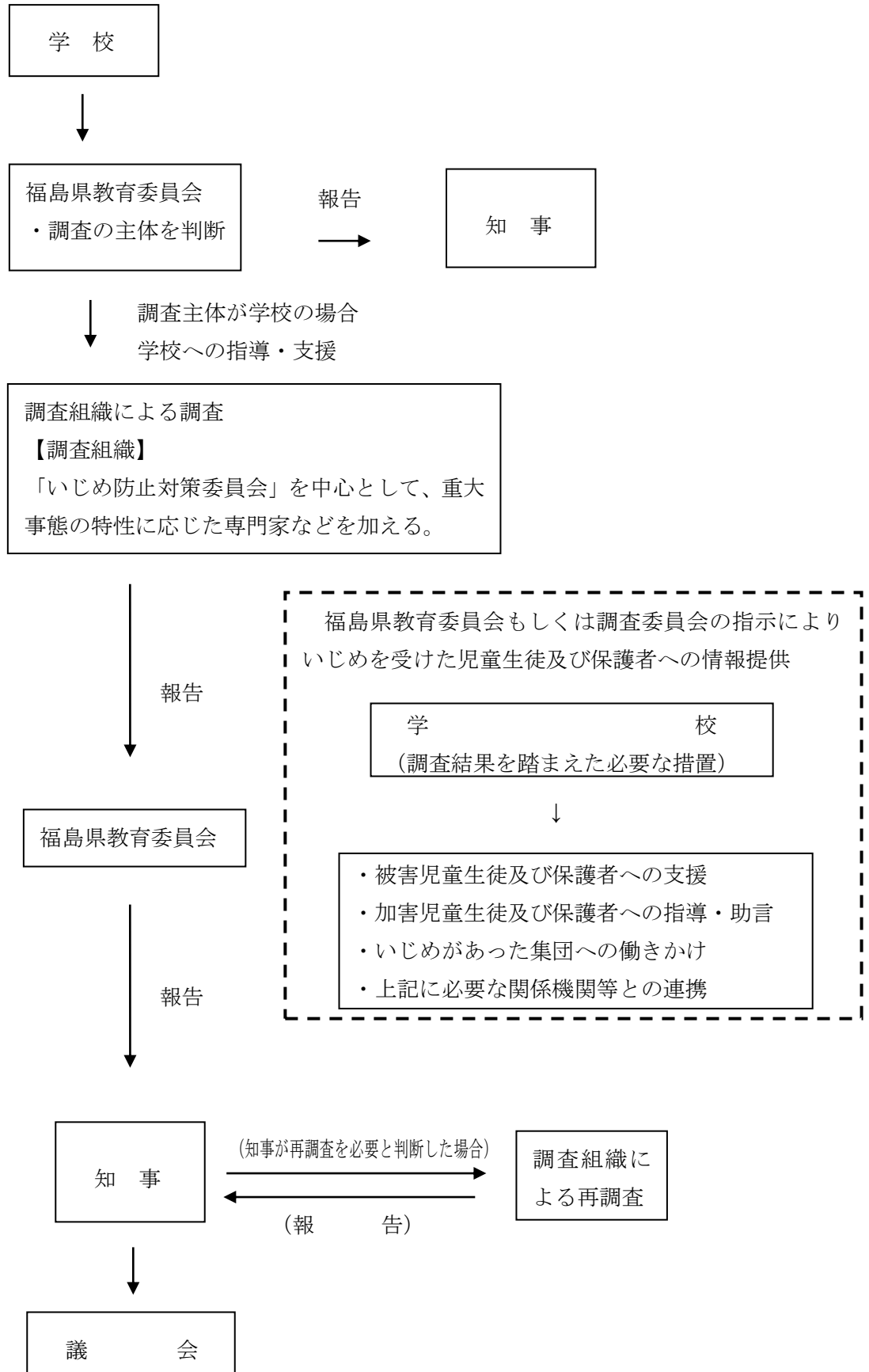
(7) 年間計画

月	生徒指導 関係計画	面談・実態調査 (アンケート等)の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画	スクール カウンセラー
4月	全校集会 ・学部集会	第1回個別懇談週間	教職員 校内研修 1	第1回いじめ 防止対策会議	計画・目標の作 成と提示	年間を通じたスク ールカウンセラーの活用
5月						
6月						
7月	全校集会 ・学部集会	〇いじめ実態把握アンケート				
8月			教職員 校内研修 2			
9月				第2回いじめ 防止対策会議	中間評価	
10月		第2回個別懇談週間				
11月						
12月	全校集会 ・学部集会					
1月		〇いじめ実態把握アンケート				
2月		第3回個別懇談週間				
3月				第3回いじめ 防止対策会議	年間評価報告	

(8) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、児童生徒、保護者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応



平成26年4月1日から施行。

平成30年4月1日一部改正。